

平成 2 3 年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 縮 減 ）

No	2	府 省 庁 名 経 済 産 業 省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し項目名	エネルギー需給構造改革推進投資促進税制	
見直し内容(概要)	エネルギー基本計画改定等の今般のエネルギー政策全般の見直しを踏まえ、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制を廃止する。	
〔関係条文〕	〔地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法 292 条第 1 項第 3 号〕	
増収見込額	(2 1 , 0 9 1) (単 位 : 百 万 円)	
廃止又は縮減の理由	<p>近年、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー政策に関する内外からの要請が急速に高まっている。また、新興国等におけるエネルギー需要の増大により、エネルギーの安定供給の確保は、これまで以上に重要な課題となっている。さらに、エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役としての期待が高まっている。こうしたエネルギー政策を巡る内外の環境変化を踏まえ、エネルギー基本計画及び新成長戦略が策定された。このような政府レベルでの政策動向に対応し、エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、環境エネルギー産業・市場の成長という、現在求められている政策目的に合致する「グリーン投資減税」を創設する。</p> <p>求められる政策の変化に伴い、エネルギー需給構造改革のみを目的としていた本税制は、廃止することとする。</p>	